

公益財団法人高知県文化財団「一般事業主行動計画」

高知県文化財団の職員全員が働きやすい環境を作ることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう取り組み、職員の仕事と子育ての両立が可能となるよう、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間とする。

2 内容

- (1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1：育児休暇を取得し、又は子育てを行う女性が就業を継続して活躍できるような体制づくり

<対策>

- 平成31年4月～ ・管理職に対し、女性労働者の育成に関する研修を行い子育てを行う女性が就業を継続できる環境を充実させる。

- (2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 平成31年4月～ ・「半日単位の年次有給休暇」の取得制度の導入や年次有給休暇の計画的な付与等、取得促進に向けた取り組みを強化する。

目標3：職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施

<対策>

- 平成31年4月～ ・管理職を含めた職員全てを対象として、情報提供や研修等による意識啓発を行う。
 - ・研修の内容やスケジュール等の検討
 - ・是正の必要性への理解を深めるための職員への広報の実施